

平成30年5月14日

建設消防委員会

住 宅 課

市営住宅使用料等の債権放棄について

■ 債権放棄の概要

市営住宅の住宅使用料及び駐車場使用料の滞納者のうち、5件については債権管理条例第12条第1項第1号から第6号までに該当するため、平成30年3月30日付けで債権放棄及び不納欠損処理を行いましたのでご報告するものです。

■ 債権放棄の内容

No	氏 名	住宅使用料	駐車場使用料	緊急入居住宅使用料	合 計	条例第12条第1項
1	A 氏	2,945,693	0	0	2,945,693	第1号及び第2号該当
2	B 氏	1,073,500	57,500	0	1,131,000	第1号及び第4号該当
3	C 氏	649,410	0	0	649,410	第2号該当
4	D 氏	1,332,800	0	0	1,332,800	第1号該当
5	E 氏	0	0	8,000	8,000	第6号該当
	合 計	6,001,403	57,500	8,000	6,066,903	

[参 考]

浜松市債権管理条例の抜粋

(その他の債権の放棄)

第 12 条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
  - (2) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
  - (3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
  - (4) 当該債権について、第 8 条ただし書に規定する市長が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
  - (5) 第 8 条に規定する強制執行等又は第 9 条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
  - (6) 第 10 条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。